

## 新清和寮管理規定（一部抜粋）

第 9 条 本生徒寮は、毎月 1 日に在籍している寮生に対し、退寮願が提出されていない限り、翌月分の寮費および食費を請求する。

第 14 条 退寮を希望する場合は、少なくとも 1 ヶ月前までに統括責任者の承認を得るものとする。なお、退寮した場合、原則として再入寮は許可しない。

2. 退寮日は、原則各月の末日とする。月の途中で退寮する場合でも、寮費等の払い戻しはしない。